○農林水産省告示第千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県安曇野市明科七貴七一六四の八、七一六四の九、七一六四の一、七一六四の一二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇四一九六の四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇四二〇七の二九、四二〇七の三〇、四二〇七の三二から四二〇七の三九まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町大中山字宿瀬奥一九二九の四、一九三〇の九、一九三〇の一〇、一九三三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県四万十市古尾字影山・字奥影山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県四万十市古屋字クロバタ一六八一の四、一六八一の五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町泉字トリガタ九一五の一・九一五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町志和字牛ヶ谷一一九の三七、一一九の三八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正大奈路字小味野々山一〇〇四の五、九・一〇〇四の六〇（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市大字青山字木浦内六七五の一六から六七五の二二まで・六七五の二四から六七五の二七まで・六七五の一一二・六七五の一一五から六七五の一一七まで・六七五の一二四から六七五の一二九まで（以上二十一筆国有林）、六七五の二三・六七五の一一三・六七五の一四・六七五の一二三（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字シヤク迫一五一二・一五一三・一五一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市
（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
細の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地
愛媛県松山市常光寺町
乙九〇番及び乙九一番
乙九二番一から乙九二番六まで
乙九四番一から乙九四番三まで
乙九五番
乙九七番一及び乙九七番二
乙一〇〇番及び乙一〇一番
乙一〇二番一及び乙一〇二番二
乙一〇三番
乙一〇五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県松山市常光寺町
乙一〇四番　一号
乙一〇三番　二号
乙一〇二番一　三号
乙一〇五番　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東上浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県伊予市双海町
串
字濱　甲五番
字十次郎　乙三番
字十次郎谷　乙四番八
字タルノハナ　乙五番一二
大久保
字ヒジキ　甲一六番
字下十治郎　乙一番
字ダバ　乙三五番一四
乙三五番一六
乙三五番四五
乙三六番
字丸田上　乙三七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域